



所報

かなはら

令和3年

4月

社会保険労務士法人  
金原事務所

## 新型コロナウイルス感染症に係る 雇用調整助成金の特例措置が延長されます

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当相当額等を助成するものです。

### 延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年2月28日までを期限に雇用調整助成金の特例措置を講じられてきましたが、

**この特例措置が4月30日まで延長されます※。**

※上限1,5000円等、従前の特例措置についてであり、緊急事態宣言対応特例の期間は別途定められます。

### 注意点など

○休業・教育訓練の場合の助成率

- ・ 中小企業：4/5（解雇等を行っていない場合は10/10）
- ・ 大企業：2/3（解雇等を行っていない場合は3/4）（※1）

（※1）緊急事態宣言対象区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮、収容率・人数上限の制限、飲食物の提供を控えることに協力する飲食店等又は生産指標（売上等）が前年又は前々年同期と比べ3か月の平均値で30%以上減少した全国の大企業に関しては、緊急事態宣言対応特例として、助成率が4/5（解雇等を行っていない場合は10/10）に引き上げられます。

○学生アルバイト・パート労働者（※2）も対象（※3）

（※2）週の所定労働時間が20時間未満の労働者

（※3）「緊急雇用安定助成金」として支給されています。

○緊急事態宣言が全国で解除された月の翌々月以降の対応については、雇用情勢等を総合的に考慮し改めて判断することとされています。

# 令和3年4月より各種総括表が廃止され 賞与不支給報告書が新設されます

## 1. 令和3年4月から賞与支払届等に係る総括表が廃止となります

事務手続きの利便性向上を図る目的から、賞与支払届・算定基礎届の提出の際に添付していた総括表が廃止となります。

※**令和3年4月1日以降提出分**から、**総括表の添付が不要**となります。

＜廃止となる総括表＞

- 健康保険・厚生年金保険 被保険者月額**算定基礎届総括表**
- 健康保険・厚生年金保険 被保険者**賞与支払届総括表**(2を参照)
- 船員保険・厚生年金保険 被保険者**賞与支払届総括表**(2を参照)

## 2. 令和3年4月から賞与不支給報告書を新設します

**日本年金機構に登録している賞与支払予定月に、いずれの被保険者及び70歳以上被用者にも賞与を支給しなかった場合は、賞与不支給報告書の提出が必要**となります。

- 健康保険・厚生年金保険 被保険者**賞与不支給報告書**
- 船員保険・厚生年金保険 被保険者**賞与不支給報告書**

※新設される不支給報告書の様式は、令和3年3月下旬に日本年金機構のHPに掲載されます。

〔新様式〕

様式コード		健康保険 厚生年金保険		賞与不支給報告書	
2 2 6 6					
令和 年 月 日 提出					
提出者記入欄	事業所整理記号		事業所番号		
	事業所所在地	〒			
	事業所名称				
	事業主氏名				
	電話番号	( )			
				受付印	
				社会保険労務士記載欄	
				氏名等	
・この報告書は、賞与支払予定月に賞与の支給がなかった場合に提出してください。					
賞与支払情報	賞与支払予定年月	9.	令和	年	月
	① 賞与支払年月	9.	令和	年	月
	② 支給の状況	1. 不支給			

# 令和3年度の雇用保険料率について

～令和2年度から変更ありません～

◆令和3年4月1日から令和4年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです(令和2年度から変更ありません)。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き3/1,000です。  
(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は4/1,000です)
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)も、引き続き3/1,000です。  
(建設の事業は4/1,000です)



## 《令和3年度の雇用保険料率》

事業の種類	負担者	② 事業主負担			①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率		
一般の事業	<b>3/1,000</b>	<b>6/1,000</b>	3/1,000	3/1,000	<b>9/1,000</b>
(2年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	<b>4/1,000</b>	<b>7/1,000</b>	4/1,000	3/1,000	<b>11/1,000</b>
(2年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	<b>4/1,000</b>	<b>8/1,000</b>	4/1,000	4/1,000	<b>12/1,000</b>
(2年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和2年度の雇用保険料率)

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



保険料月額表(被保険者負担分 単位:円)

令和3年3月から適用

等級	標準報酬月額	報酬月額		健康保険			厚生年金 (一般・坑内員・船員)
				介護なし	介護あり	介護のみ	
健	年	以上	未満	5.130%	6.030%	0.900%	9.150%
				R3.3~	R3.3~	R3.3~	R2.9~
1	2	58,000	63,000	2,975.4	3,497.4	522.0	8,052.00
2		68,000	73,000	3,488.4	4,100.4	612.0	
3		78,000	83,000	4,001.4	4,703.4	702.0	
4	1	88,000	93,000	4,514.4	5,306.4	792.0	8,967.00
5	2	98,000	101,000	5,027.4	5,909.4	882.0	
6	3	104,000	107,000	5,335.2	6,271.2	936.0	9,516.00
7	4	110,000	114,000	5,643.0	6,633.0	990.0	10,065.00
8	5	118,000	122,000	6,053.4	7,115.4	1,062.0	10,797.00
9	6	126,000	130,000	6,463.8	7,597.8	1,134.0	11,529.00
10	7	134,000	138,000	6,874.2	8,080.2	1,206.0	12,261.00
11	8	142,000	146,000	7,284.6	8,562.6	1,278.0	12,993.00
12	9	150,000	155,000	7,695.0	9,045.0	1,350.0	13,725.00
13	10	160,000	165,000	8,208.0	9,648.0	1,440.0	14,640.00
14	11	170,000	175,000	8,721.0	10,251.0	1,530.0	15,555.00
15	12	180,000	185,000	9,234.0	10,854.0	1,620.0	16,470.00
16	13	190,000	195,000	9,747.0	11,457.0	1,710.0	17,385.00
17	14	200,000	210,000	10,260.0	12,060.0	1,800.0	18,300.00
18	15	220,000	230,000	11,286.0	13,266.0	1,980.0	20,130.00
19	16	240,000	250,000	12,312.0	14,472.0	2,160.0	21,960.00
20	17	260,000	270,000	13,338.0	15,678.0	2,340.0	23,790.00
21	18	280,000	290,000	14,364.0	16,884.0	2,520.0	25,620.00
22	19	300,000	310,000	15,390.0	18,090.0	2,700.0	27,450.00
23	20	320,000	330,000	16,416.0	19,296.0	2,880.0	29,280.00
24	21	340,000	350,000	17,442.0	20,502.0	3,060.0	31,110.00
25	22	360,000	370,000	18,468.0	21,708.0	3,240.0	32,940.00
26	23	380,000	395,000	19,494.0	22,914.0	3,420.0	34,770.00
27	24	410,000	425,000	21,033.0	24,723.0	3,690.0	37,515.00
28	25	440,000	455,000	22,572.0	26,532.0	3,960.0	40,260.00
29	26	470,000	485,000	24,111.0	28,341.0	4,230.0	43,005.00
30	27	500,000	485,000	25,650.0	30,150.0	4,500.0	45,750.00
31	28	530,000	545,000	27,189.0	31,959.0	4,770.0	48,495.00
32	29	560,000	575,000	28,728.0	33,768.0	5,040.0	51,240.00
33	30	590,000	605,000	30,267.0	35,577.0	5,310.0	53,985.00
34	31	620,000	635,000	31,806.0	37,386.0	5,580.0	56,730.00
35	32	650,000	665,000	33,345.0	39,195.0	5,850.0	59,475.00
36	33	680,000	695,000	34,884.0	41,004.0	6,120.0	
37		710,000	730,000	36,423.0	42,813.0	6,390.0	
38		750,000	770,000	38,475.0	45,225.0	6,750.0	
39		790,000	810,000	40,527.0	47,637.0	7,110.0	
40		830,000	855,000	42,579.0	50,049.0	7,470.0	
41		880,000	905,000	45,144.0	53,064.0	7,920.0	
42		930,000	955,000	47,709.0	56,079.0	8,370.0	
43		980,000	1,005,000	50,274.0	59,094.0	8,820.0	
44		1,030,000	1,055,000	52,839.0	62,109.0	9,270.0	
45		1,090,000	1,115,000	55,917.0	65,727.0	9,810.0	
46		1,150,000	1,175,000	58,995.0	69,345.0	10,350.0	
47		1,210,000	1,235,000	62,073.0	72,963.0	10,890.0	
48		1,270,000	1,295,000	65,151.0	76,581.0	11,430.0	
49	1,330,000	1,355,000	68,229.0	80,199.0	11,970.0		
50	1,390,000	1,355,000	71,307.0	83,817.0	12,510.0		

- 健康保険料率 102.6/1000 介護保険料率 18.0/1000 年金保険料率 183.00/1000 子ども・子育て拠出金率 3.6/1000
- 保険料は事業主と被保険者が折半で負担(児童手当拠出金については事業主が全額負担)
- 納入告知書の保険料額については、被保険者個々の保険料額を合算した金額となり、その合算額に円未満の端数がある場合には、端数を切り捨てた額となります。
- 被保険者負担分に円未満の端数がある場合
  - ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合には切捨てし、51銭以上の場合は切り上げて1円となります。
  - ②被保険者が被保険者負担分を事業主の方へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合には切捨てし、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
- (注)①②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理することができます。
- 令和3年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、300,000円です。
- ※賞与にかかる保険料は支給額から1000円未満の端数を切り捨てて保険料率を乗じた額となります。
- ※賞与の上限は健康保険:年間573万円まで(年度ごと)、厚生年金:150万円(1ヶ月あたり)となります。
- ※令和2年9月より厚生年金の等級の上限が変更となり、新たに32等級(650千円)が設けられました。

令和三年四月発行

四月号

発行所

社会保険労務士法人  
長崎市興善町四番二号

務原事務所  
金原ビル

TEL(八三三)三九〇〇番  
FAX(八三三)八七九二番